

令和 8 年度

新ごみ処理施設アクセス道路整備に伴う横断管実施設計業務委託

特 記 仕 様 書

東金市 上武射田 地先

東金市 都市建設部 建設課

1. (適用)

本業務の一般事項は、設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（千葉県県土整備部：第17版（令和7年10月1日））を準用する。

この仕様書は、共通仕様書という特記仕様書で本業務に適用する。

2. (業務の目的)

本業務は、東金市上武射田地先の新ごみ処理施設アクセス道路整備に伴い、仮設構造物設計を実施するものとする。

3. (業務計画)

(1) 受注者は、契約締結後14日以内（休日含む）に業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果品の内容及び部数
- ⑦ 使用する主な図書、基準及び参考図書等
- ⑧ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑨ 使用する主な機器
- ⑩ その他

4. (業務の指示及び監督)

(1) 本業務を実施するにあたり、受注者は、東金市が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 受注者は本業務の各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について監督職員の承認を受けるものとする。

(3) 受注者は本業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. (疑義)

受注者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、監督職員と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

6. (事故等の防止)

- (1) 受注者は、現地調査等の実施あたり、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し円滑にこれを遂行しなければならない。
- (2) 事故損害等が生じた場合の補償に要する費用は受注者の負担とし、不可抗力による場合は発注者と協議のうえ決定する。

7. (貸与資料)

本業務実施にあたっては、発注者の所有する必要な資料を貸与するものとする。貸与された資料については破損、滅失及び盗難等の事故のないよう慎重に取り扱うものとし、業務完了後は直ちに返却するものとする。

8. (成果品に対する責任の範囲)

受注者は業務完了後において、成果に誤測や不備が発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行うものとする。

9. (秘密の保持)

受注者は、本業務の実施において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10. (成果品の管理及び帰属)

成果品の管理及び帰属は、すべて東金市とする。受注者が東金市の承諾なしに成果品を公表することについては、一切これを認めない。

11. (業務の内容)

(1) 設計業務

- | | |
|----------|----|
| ①仮設構造物設計 | 一式 |
| ②土留工詳細設計 | 一式 |
| ③施工計画 | 一式 |

なお、業務において詳細調査等の資料提示が必要な場合は、対応について甲乙協議することとする。

(2) 打合せ等

本事業を適正かつ円滑に実施するため打合せを行う。打合せ回数は、初回、中間（1回）、納入時の計3回とする。

1 2. （業務期間）

本業務の業務期間は令和 9 年 3 月 8 日限りとする。なお、本業務期間には、土、日曜日及び祝日、年末年始休暇を含むものとする。

1 3. （報告書及び成果品）

本業務の報告書及び成果品の納入は次のとおりとする。

- ・ 報告書の規格は A 4 判とし、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部とする。
- ・ 図面については、A 1 及び A 3（縮小版）とする。

なお、報告書及び図面については電子データを各報告書へ添付すること。